

名古屋市職員共済組合常勤嘱託医師就業規程

(平成 20 年 11 月 28 日)
(名古屋市職員共済組合規程第10号)

最近改正 平成30年 3 月31日規程第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋市職員共済組合に勤務する常勤嘱託医師（以下「嘱託医師」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他就業について必要な事項を定める。

(委嘱等)

第 2 条 嘱託医師は、業務の遂行に必要な医学的知識、技能及び経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。

2 前項に規定する委嘱は、4 月 1 日（以下「委嘱日」という。）に行う。ただし、業務の遂行上これによりがたい場合は、委嘱日以外の日に委嘱することができる。

(職務内容)

第 3 条 嘱託医師は、名古屋市職員共済組合の事業運営に必要な業務を行うものとする。

(勤務時間)

第 4 条 嘱託医師の勤務時間は、1 週間あたり、休憩時間を除き37時間30分とする。

2 嘱託医師の勤務時間は、午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において、1 日 7 時間30分とし、勤務の途中において60分間の休憩を与える。

3 業務の都合により、前 2 項の規定によることができないときは、事務局長が別段の定めをすることができる。

(週休日)

第 5 条 日曜日及び土曜日は週休日とする。

(勤務を要しない日)

第 6 条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）は、別に命ぜられた場合を除き、嘱託医師は勤務を要しない。

2 理事長は、嘱託医師に対して前項に規定する日（以下「勤務を要しない日」という。）にその者の 1 日の勤務時間を勤務することを命じる場合には、あらかじめ当該日に替えて当該日の翌日から起算して 4 週間以内の事務局長が定める日の勤務を免除しなければならない。

（休暇）

第 7 条 嘱託医師に付与する休暇は、再雇用嘱託員就業規則（14総給第82号、以下「再雇用規則」という。）の規定を準用する。

2 第 2 条第 2 項ただし書又は第 4 条第 3 項の規定を適用する場合で必要と認められるときは、事務局長は、嘱託医師に付与する休暇について、別段の定めをすることができる。

（報酬）

第 9 条 報酬は、月額 653, 000 円とする。

2 月の初日以外の日嘱託医師となった者には、その日から報酬を支給する。

3 嘱託医師が退職したときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで報酬を支給する。

4 前 2 項の規定により報酬を支給する場合における報酬の支給額は、その月の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。

（報酬の減額）

第10条 報酬の減額は、再雇用規則の規定を準用する。

（報酬の支給日）

第11条 嘱託医師の報酬の支給日は、毎月17日とする。ただし、その月が 4 月であるとき又はその月の初日から当該支給日までの間に祝日法に規定する休日があるときは、その月の18日とする。

- 2 前項に規定する支給日が、日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日（以下この条において「日曜日等」という。）であるときは、同項の規定にかかわらず、その日前のその日に最も近い日曜日等でない日（その月が1月、4月又は5月であるときは、その日後のその日に最も近い日曜日等でない日）を報酬の支給日とする。ただし、当該支給日がその月の16日より前の日になるときは当該支給日後の当該支給日に最も近い日曜日等でない日とし、その月の19日より後の日となるときは当該支給日前の当該支給日に最も近い日曜日等でない日とする。

（費用弁償）

第12条 嘱託医師が、職務のため旅行したときは、その旅行について、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、7級の職務に相当するとして、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）を準用して算出する。
- 3 嘱託医師が、職務のため在勤地内又は附近地に出張を命ぜられた場合は、運賃実費を支給する。
- 4 嘱託医師には、その者の住居と勤務場所までの通勤方法に応じてその往復に要する費用を支給し、その額、支給要件、支給方法及び支給日については、名古屋市職員共済組合職員就業規程（平成20年名古屋市職員共済組合規程第6号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の通勤手当の支給の例に準ずる。

（被服）

第13条 嘱託医師には、その職務遂行に必要とする被服を、職員の例を基準として別に定めるところにより貸与する。

（安全衛生管理）

第14条 嘱託医師には、職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市規則第107号。以下「安全衛生規則」という。）第3条第2項、第13条、第17条、第18条第2号、第20条及び第22条の規定を準用する。

- 2 第2条第2項ただし書の規定により委嘱された嘱託医師のうち事務局長が特に必要と認める者には安全衛生規則第21条の規定を準用する。

（健康保険）

第15条 嘱託医師は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者とする。

（雇用保険）

第16条 嘱託医師は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者とする。

（厚生年金）

第17条 嘱託医師は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金の被保険者とする。

（災害補償）

第18条 嘱託医師の業務上の災害又は通勤による災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

（離職）

第19条 嘱託医師は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当するに至った日に離職しなければならない。

- (1) 業務上の傷病により引き続き勤務しない期間が6月以上となる時
- (2) 第7条で準用する再雇用規則第6条第10項の病気休暇が年度を通じて75日を超えることとなったとき又は引き続き75日（次年度に引き続く場合を通算するものとし、病気休暇に引き続く年次休暇の日数を含むものとする。）を超えることとなったとき
- (3) 不承認欠勤が年度を通じて10日を超えることとなったとき
- (4) 嘱託医師に非行があったとき
- (5) 予算の減少、その他の事情により委嘱の必要がなくなったとき

（運用）

第22条 この規程の運用に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。